

関越自動車道上越線の中野市上越市中郷区間の新
設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
長野県	中野市 上水内郡飯綱町 同郡信濃町
新潟県	妙高市 上越市

2 . 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル/時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
中野市	県道飯山妙高高原線
長野県上水内郡信濃町	一般国道18号
妙高市	一般国道18号
上越市	一般国道18号

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,090億円とする。

6 . 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね5箇所設けるものとする。

7 . 施行主体

施行主体は、次表のとおりとする。

区 間	施 行 主 体
中野市から長野県上水内郡信濃町まで	東日本高速道路株式会社
長野県上水内郡信濃町から上越市まで	国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

関越自動車道上越線の上越市中郷区上越市中屋敷
間の新設に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
新潟県	上越市 妙高市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるものの
ほか、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
上越市	県道上越高田インター線

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定に
よる連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
妙高市	市道新井インター上り線 及び市道新井インター下り線

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,180億円とする。

6 . 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね3箇所設けるものとする。

7 . 施行主体

施行主体は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社とする。

東関東自動車道千葉富津線の木更津市富津市間の
新設に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
千葉県	木更津市 君津市 富津市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるものの
ほか、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
君津市	県道君津鴨川線
富津市	一般国道127号
富津市	一般国道127号及び県道竹岡インター線

□ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
君津市	市道大山野曲作線及び市道大山野五りょう線

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,290億円とする。

6 . 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね1箇所設けるものとする。

7 . 施行主体

施行主体は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社とする。

東海北陸自動車道の郡上市高山市間の新設に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
岐阜県	郡上市 高山市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
高山市	一般国道158号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
郡上市	県道高鷲インター線
郡上市	市道八背尾線及び市道S A 西線

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,460億円とする。

6 . 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね1箇所設けるものとする。

7 . 施行主体

施行主体は、国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社とする。

東海北陸自動車道の高山市南砺市間の新設に関する整備計画

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
岐阜県	高山市 飛騨市 大野郡白川村
富山県	南砺市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、高山市清見町から南砺市までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
高山市	一般国道158号

岐阜県大野郡白川村	一般国道 1 5 6 号
南砺市	一般国道 1 5 6 号

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約4,540億円とする。

6 . 施行主体

施行主体は、次表のとおりとする。

区 間	施 行 主 体
高山市荘川町から高山市清見町まで	国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
高山市清見町から南砺市まで	中日本高速道路株式会社

近畿自動車道松原那智勝浦線の御坊市和歌山県日
高郡みなべ町間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
和歌山県	御坊市 日高郡印南町 同郡みなべ町

2 . 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル/時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
御坊市	一般国道42号及び県道御坊中津線
和歌山県日高郡印南町	県道印南原印南線
和歌山県日高郡みなべ町	一般国道424号

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,470
億円とする。

6 . 施行主体

施行主体は、国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社
とする。

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県日高郡みなべ町和歌山県西牟婁郡白浜町間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
和歌山県	日高郡みなべ町 田辺市 西牟婁郡上富田町 同郡白浜町

2 . 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、田辺市から和歌山県西牟婁郡白浜町までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル/時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
田 辺 市	一 般 国 道 4 2 号
和 歌 山 県 西 牟 婁 郡 上 富 田 町	一 般 国 道 4 2 号
和 歌 山 県 西 牟 婁 郡 白 浜 町	県 道 白 浜 温 泉 線

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
和歌山県日高郡みなべ町から 田辺市まで	約500億円
田辺市から 和歌山県西牟婁郡白浜町まで	約760億円

6 . 施行主体

施行主体は、次表のとおりとする。

区 間	施 行 主 体
和歌山県日高郡みなべ町から 田辺市まで	国土交通大臣及び西日本 高速道路株式会社
田辺市から 和歌山県西牟婁郡白浜町まで	国土交通大臣

四国横断自動車道阿南四万十線の鳴門市高松市
間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
徳島県	鳴門市 板野郡板野町
香川県	東かがわ市 さぬき市 木田郡三木町 高松市

2 . 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3 . 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
鳴門市からさぬき市まで	100キロメートル/時
さぬき市から高松市まで	80キロメートル/時

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
鳴門市	一般国道11号及び一般国道28号
徳島県板野郡板野町	県道板野インター線
東かがわ市	県道白鳥引田線
東かがわ市	県道大内白鳥インター線
さぬき市	一般国道11号
さぬき市	県道三木津田線
さぬき市	県道石田東志度線
香川県木田郡三木町	県道三木牟礼線

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,280億円とする。

6 . 乗合旅客自動車停留施設

乗合旅客自動車停留のための施設は、おおむね3箇所設けるものとする。

7 . 施行主体

施行主体は、国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社とする。

九州横断自動車道長崎大分線の長崎市早坂町
長崎市中里町間の新設に関する整備計画

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
長崎県	長崎市

2 . 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル/時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
長崎市	県道長崎インター線
長崎市	県道長崎芒塚インター線

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,000
億円とする。

6 . 施行主体

施行主体は、国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社とする。